

南部町合併 20 周年記念ロゴマーク使用の手引き

令和 7 年 10 月 7 日

企財要綱第 2 号

1 趣 旨

この手引きは、南部町合併 20 周年記念ロゴマーク（別図。以下「ロゴマーク」という。）の使用にあたっての留意事項等について定めることを目的とする。

2 ロゴマークの権利

ロゴマークに関する一切の権利は、南部町に属する。

3 ロゴマーク使用の申請等

（1） ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用する前までに、使用申請書（別記様式）を町長へ提出すること。

（2） 町長は、4（1）に規定する順守事項に即していないと認められる場合は、ロゴマークの使用内容等の修正を求めるものとする。

（3） 町長は、4（2）に該当すると認められる場合は、ロゴマークの使用を認めないものとする。

（4） 次のいずれかに該当する場合は、使用申請書の提出を省略することができる。ただし、ロゴマークを使用した物件又はその写しを提出すること。

① 町の機関が、合併 20 周年を記念する目的で行う事業に使用するとき。

② 町内の学校等が、教育の目的で使用するとき。

③ 報道関係機関が、報道又は広報を目的に使用するとき。

（5） ロゴマークの使用料は、無料とする。

4 使用上の留意事項等

（1） ロゴマークの使用にあたって、使用者は次に掲げる事項を遵守すること。

① ロゴマークの色を変更しないこと。ただし、単色での使用は可とする。

② ロゴマークのデザイン及び縦横比率を変更しないこと。

(2) ロゴマークは、次のいずれかかに該当する場合又はそのおそれがあると認められる場合は、使用を認めない。

① 町の信用又は品位を損なうおそれがある使用

② 特定の個人若しくは団体の売名宣伝行為又は政治、思想若しくは宗教の普及活動への使用

③ 単に利益を得ることを目的とした、自己の商標、意匠等としての独占的な使用

④ 第三者の権利・利益を害する使用

(3) 前号に該当すると認められる場合、町は使用者に対し使用の中止又は使用物件の回収を求めることができるものとし、これに要する費用は使用者の負担とする。

(4) ロゴマークの使用に要した費用又は使用によって使用者に生じた損害若しくは第三者に与えた損害は、使用者の責任において負担すること。

(5) ロゴマークの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合、使用者は当該損害を町に賠償しなければならない。

別図



別記様式

使 用 申 請 書

令和 年 月 日

南 部 町 長 殿

住 所
申請者 団体名
代表者

下記のとおり合併 20 周年記念ロゴマークを使用したいので、申請します。

記

使用目的	
使用内容 (数量、使用期間、 掲示場所、配布先など)	
その他 特記事項	

注) 使用申請に係る物件が分かる見本品 (A 4 版に縮小した画像等) を添付すること。

上記申請は、 ☐ 許可する。 ☐ 許可しない。 令和 年 月 日 南部町長 工 藤 祐 直 許可にあたっての条件又は許可しない場合の理由
--